

熊本市証紙条例の廃止及び 証紙廃止に伴う自動精算機の導入について

会計総室

1 証紙制度の概要及び本市の現状

概要

【地方自治法 第231条の2 第1項】

普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。

本市においては、一部の手続きについて証紙による収入の方法を可能としている。

【熊本市証紙条例(昭和39年制定) 第2条】

別表に掲げる手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。

証紙による収入対象手続申請件数

担当課	土木総務課	都市政策課	建築指導課	開発指導課	都市デザイン課	介護事業指導課	住宅政策課	契約政策課 工事契約課
フロア	13階	11階	11階	11階	11階	10階	9階	6階
手数料名	特殊車両通行 許可手数料	都市計画決定事 項に関する証明 手数料	建築物の確認 申請手数料等	開発許可申請 手数料等	屋外広告物許可 申請手数料等	介護保険施設の 指定・更新申請手 数料等	サービス付き高齢 者向け住宅登録申 請・更新手数料	契約に係る履行 証明手数料等
R6申請件数	311件	0件	10,833件	1,568件	924件	393件	7件	62件

※申請件数合計：14,098件（令和5年度 12,836件、令和4年度 12,275件）

証紙販売実績

年度	年間販売件数	年間収入額	1日の平均件数	1日の平均収入額	1日の最多件数	1日の最高収入額
R6	6,706件	66,013,580円	28件	273,082円	47件	974,810円
R5	6,341件	64,149,960円	26件	263,642円	45件	1,032,530円
R4	— 件	65,520,420円	— 件	— 円	— 件	— 円

R5.2月まで地下売
店で販売していた
ため、R4は年間収
入額のための集計

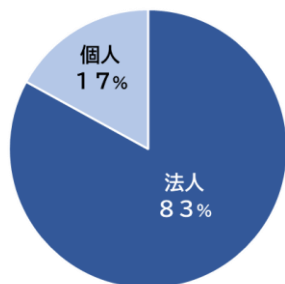
2 証紙取り扱いによる課題

- ✓ 申請窓口とは別に証紙を購入しなければならない。
- ✓ 支払方法が現金のみである。
- ✓ キャッシュレス以外の支払いも残す必要がある。

証紙購入者100名を対象にしたアンケート結果より（令和6年2月実施）

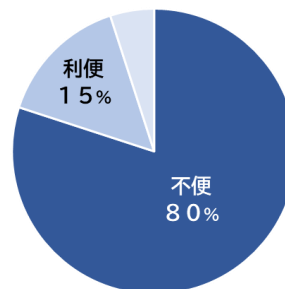
購入者区分

法人	83%
個人	17%



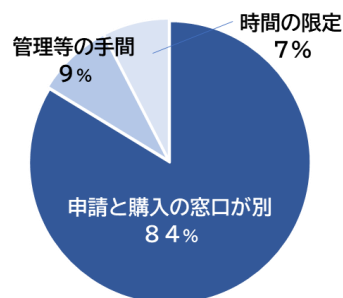
証紙の利便性

不便である	80%
便利である	15%
どちらでもない	5%



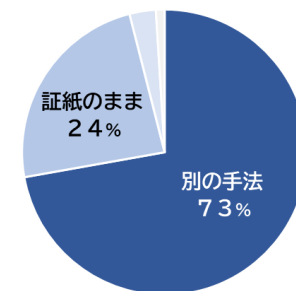
不便だと思う理由

申請窓口と購入場所が別	84%
購入後の管理や貼付が手間	9%
購入できる時間が限定	7%



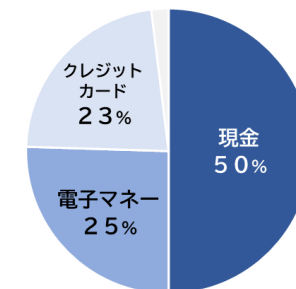
今後の証紙の在り方

別の手法を希望	73%
証紙のままで良い	24%
その他	3%
未回答	1%



希望する支払方法





現金	50%
電子マネー	25%
クレジットカード	23%
未回答	2%



- ✓ 証紙の制度について80%が不便に感じており、その84%が申請と購入の窓口が別であることが要因となっている。
- ✓ これらを背景に73%の購入者が証紙とは別の方法を希望しているものの、現金とキャッシュレス決済の割合は、ほぼ半々となっている。
- ✓ これは、購入者の多く(83%)が法人で、経理上、キャッシュレスに対応していない等、現金を望む声が一定程度あることが推察される。

3 証紙廃止に伴う課題解決

キャッシュレス決済対応の自動精算機(セルフレジ)を設置

フロー	1	2	3	4
内容	申請⇒手数料額の決定	精算用QRコードの発行	支払⇒支払済証の発行	支払済証を申請窓口へ⇒申請受付完了
イメージ				

※担当課窓口で発行する精算用QRコードを自動精算機で読み取ることで、スムーズに支払うことができる。
 (精算用QRコード発券機は、建築指導課・開発指導課・都市デザイン課に設置予定)



市民(事業者)の利便性向上	本市事務の効率化
<p>申請手続きがスムーズに！</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 証紙を購入する必要なし！ ➤ 申請窓口の近くで支払い可能に！ ➤ キャッシュレス決済が可能に！ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 証紙販売事務の廃止(会計総室) ※年間約570万円の販売コスト削減！ ➤ 事務処理の迅速化(担当課) ➤ 現金の取扱いが不要(会計総室・担当課)

4 予算積算内訳及び今後のスケジュール

債務負担（自動精算機導入経費：令和7年度～8年度）積算内訳

経費内訳		金額(単位：千円)
機器購入費	・自動精算機 ・窓口関連機器 ・ネットワーク機器 等	6,350
その他費用	・ネットワーク工事費 ・機器設定費 等	3,150
合 計		9,500

財源内訳

一般財源：1,200 地方債(*)：8,300

*デジタル活用推進事業債を活用予定
(地方債充当率：90%、交付税措置率：50%)

今後のスケジュール

取組内容	R7年度	R8年度	R9年度	R10～12年度	R13年度
証紙廃止	第4回定例会	市民（事業者）への周知			
		★令和8年9月30日 証紙廃止(販売終了)			
		証紙使用可 (R9.9.30まで)		証紙返還による還付対応 (R13.9.30まで)	
自動精算機	導入準備	★令和8年10月1日 キャッシュレス決済対応自動精算機の運用開始			